

／ 事業主のみなさん ／

個人住民税は 特別徴収で 納めましょう

近畿2府4県と全ての市町村は、
特別徴収を徹底します。

従業員の個人住民税は、所得税と同じく事業主
による特別徴収(給与から差し引き)が必要です。

- ※ 京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県の各市町村では、平成30年度から特別徴収を徹底します。
- ※ 既に、滋賀県、奈良県の各市町村では、特別徴収の徹底に向けた取組を進めています。

ご理解とご協力をお願いします



滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
2府4県内全ての市町村



兵庫県と県内すべての市町は、
平成30年度から
個人住民税の特別徴収を徹底します。

- 特別徴収未実施の事業主の方を原則として特別徴収義務者に指定させていただきます。
- 既に特別徴収を実施している事業主の方も、下記の理由無く普通徴収とされている従業員の方がいる場合、特別徴収していただきます。

特別徴収義務者に指定する対象者（事業主）

所得税の源泉徴収義務のある給与等の支払者

ただし、次の方は普通徴収（従業員が自分で納付）とすることができます。

- a 退職者または給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者
- b 給与支払額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない方
- c 給与の支払が不定期（毎月支給されていない）な方
- d 他の事業者から支払われる給与から特別徴収されている方（乙欄適用者）

※ 従業員の方が常時10人未満の事業主の場合、申請により年12回の納期を年2回とする制度があります。
詳しい手続は市町村へお問い合わせください。

普通徴収該当者がおられる場合・・・

給与支払報告書提出時に「普通徴収切替理由書兼仕切紙」（県HPでダウンロード可能）を添付のうえ、給与支払報告書個人別明細書摘要欄に略号を記載願います。

※エルタックスで提出の際も、「普通徴収」欄へのチェックに加え、略号の記載をお願いします。

普通徴収切替理由書（兼 仕切紙）

市・町長あて 指定番号

事業所名

普通徴収として取り扱う給与受給者の人数と切替理由ごとの内訳は下記のとおりです。

略号	普通徴収への切替理由（下記4項目以外の理由は不可）	人数
a	退職者または給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者	人
b	給与支払額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない方	人
c	給与の支払が不定期（毎月支給されていない）な方	人
d	他の事業者から支払われる給与から特別徴収されている方（乙欄適用者）	人
普通徴収合計人数		0人

<提出時の綴り方>



<給与支払報告書 抜粋>

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の合計額
(摘要)			
a 平成30年3月31日退職予定			
該当する略号を必ず記載してください。			

未成年者	外国人	災害者	乙欄	本人が障害者		寡婦		寡夫	勤労学生	中途就・退職					
				特別	その他	一般	特別			就職	退職	年	月	日	明

乙欄適用又は退職年月日の記入があれば、略号の記入は不要です。
退職予定者は、退職予定日を摘要欄に記入してください。